

旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程（平成19年旭医大達第64号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p>第1条 (略)<br/>(体制)</p> <p>第2条 本院に、システムの管理及び運用を統括する管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、病院長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 システムを利用し診療報酬明細書の作成及び請求業務等の運用を行う担当者（以下「利用担当者」という。）を総括する責任者として、運用責任者を置き、<u>医事課長</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年9月18日から施行し、改正後の旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程は、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> | <p>(略)</p> <p>第1条 (略)<br/>(体制)</p> <p>第2条 本院に、システムの管理及び運用を統括する管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、病院長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 システムを利用し診療報酬明細書の作成及び請求業務等の運用を行う担当者（以下「利用担当者」という。）を総括する責任者として、運用責任者を置き、<u>医療支援課長</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p> |

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。